

諮問番号：令和7年度諮問第23号  
答申番号：令和7年度答申第40号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和5年3月27日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人等の主張の要旨

#### 1 審査請求人

審査請求人は、親が遺した家屋（遺産相続による所有者は審査請求人の弟（以下「A氏」という。）である。）に住んでいるが、土地は借地であるため、審査請求人が毎月、借地料を支払っている。家屋の所有者が借地料を支払うことには整合性があると思うが、借地料が保護費で支払われないため困っている実態を踏まえ、これを保護の対象としてもらいたい。

以上のことから、本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人の令和5年4月分保護費について、地区別冬季加算を削除する本件処分を行ったことが認められる。

また、本件処分において、住宅扶助は認定されていないことが認められる。この点、審査請求人は、本件処分において借地料が算定されていないことに納得できない旨主張する。

住宅扶助における地代の認定については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4（1）アのとおり、地代等は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定することとされている。

これを本件について検討すると、①令和5年2月27日、審査請求人は、審査請求人住所地を住所地として処分庁に対し保護開始申請を行ったこと、②同日、処分庁は、審査請求人より借地料を月額21,500円要している旨申告を受けたこと、③同年3月1日、審査請求人の住民登録地が審査請求人住所地であること、④同日及び同月8日、処分庁は、審査請求人宅を訪問し、審査請求人住所地での居住実態を確認したこと、⑤同月9日、処分庁はケース検討会議を開催し、審査請求人の保護開始を決定するとともに、審査請求人宅が自己の所有でないため、局長通知第7の4（1）アに照らし、住宅扶助の支給対象外と決定したこと、⑥同月13日、処分庁は審査請求人住所地における建物の登記を受理し、審査請求人住所地の建物に係る現在の所有者がA氏であることを確認したこと、⑦処分庁は、本件処分において前記①から⑥までの事実を踏まえ、住宅扶助の支給決定を行わなかったことが認められる。

これらの事実を踏まえると、審査請求人が月額21,500円の借地料を支払っているとしても、審査請求人が居住する住居の所有者はA氏であり、当該住居は審査請求人の所有に属していないことから、局長通知第7の4（1）アに照らし、住宅扶助（地代）の支給要件を充足しないことが認められる。したがって、審査請求人の居住する住居が自己の所有に属するものと評価できないため、本件処分において、審査請求人の主張する借地料を住宅扶助として認定しなかった処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(2) また、本件処分は、令和5年4月分の保護費を決定するものであるところ、これは生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）に基づき、令和4年11月から令和5年3月までの各月を対象として加算されていた地区別冬季加算2,630円を削除したうえで、介護保険料加算1,800円を加算し、審査請求人の基準生活費を73,590円と算定し、支給するものであり、違算はなく、本件処分に至る判断及び手続に誤りは認められない。

(3) 以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分の適法性を左右するものではないが、本件処分通知書には、処分の理由として、「基準改定による。」及び「冬季加算の削除による。」

と記載されていることについて、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

本件処分においては、冬季加算を削除することにより、審査請求人が受給する保護費の減額変更がなされているところ、審査請求人は、本件審査請求において、本件処分の取消しを求める旨の主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由中、「冬季加算の削除」という部分については、根拠となる法令等やその適用関係についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

また、「基準改定」とは、保護の基準の改定をいうものと解されるどころ、本件処分通知書には変更の理由として「基準改定」と記載されているが、審査請求人に係る保護費については、令和5年4月1日時点において適用となる改定は行われていない。

以上のように、本件処分の理由のうち、「冬季加算の削除」との記載部分については、理由付記の程度として十分なものか疑わしく、「基準改定」との記載部分については、審査請求人との関係で適用のない内容であり、これらの点から本件処分の理由の提示は不十分かつ不適當な点があるといえる。

もっとも、本件処分の内容は、令和5年4月が冬季加算の対象期間外であるため、前月まで行われていた冬季加算を削除するものであるところ、本件処分は、告示により公にされている保護の基準の規定どおりに冬季加算を廃止するという、裁量の余地が認められないものである。そうすると、廃止された冬季加算の金額は保護の基準において明らかであることから、削除された冬季加算の内容を審査請求人において知ることが困難であるとまでは評価できないものといえる。

したがって、本件処分に係る理由提示が不十分かつ不適當な点があることをもって、本件処分が違法又は不当であるとまで評価することはできないが、処分庁においては、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう、根拠法令等も含め適切かつ丁寧に明記することが望まれる。

- (4) 上記以外の違法性又は不当性についての検討  
他に本件処分に違法又は不適當な点は認められない。
- (5) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和7年10月 1日 諮問の受付  
令和7年10月 3日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知  
主張書面等の提出期限：10月17日  
口頭意見陳述申立期限：10月17日  
令和7年11月27日 第1回審議  
令和7年12月 3日 審査請求人に対する質問（回答：令和8年1月15日付け）  
令和8年 1月26日 第2回審議  
令和8年 3月13日 第3回審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

- (4) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一

住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。

(5) 法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)」と定めている。

(6) 保護の基準別表第1第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁所管区域内については、11月から3月までの間、地区別冬季加算額を算定することとされている。

なお、処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人世帯(単身世帯)の居宅基準の基準生活費の額は73,590円(第1類費の基準額②44,000円、第2類費の基準額②27,690円、経過的加算額1,900円の合計額)、地区別冬季加算額は2,630円である。

(7) 保護の基準別表第3は、住宅扶助基準について、「1 基準額 級地別 1 級地及び2級地 区分 家賃、間代、地代等の額(月額) 13,000円以内」と記している。

(8) 局長通知第7の4(1)アは、「保護の基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家若しくは借間であつて家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。」と記し、2において「家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(中略)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(中略)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内とする。」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

(1) 令和5年2月27日付けで、審査請求人は、保護の開始を申請した。なお、審査請求人は、保護開始決定時65歳、本件処分時は66歳であった。

(2) 令和5年3月8日、処分庁は、法第29条に基づく調査の結果、審査請求人に特に資産がなければ保護を開始することとし、審査請求人宅を訪問し、生活状況を確認した。同月9日、処分庁はケース検討会議を開催し、審査請求人が預貯金の減少により生活に困窮し、要保護状態であると認められたことから、法第24条第3項の規定に基づき、生活保護(生活・医療)の開始決定を行うこととし、同日付けでその旨を審査請求人に通知した。

扶助額は、基準額73,590円、介護保険加算1,800円、冬季加算2,630円の合計78,020円で、保護開始日は同年2月27日付けであった。

なお、住宅扶助については、処分庁が公用取得した住民票及び建物・土地の全部事項証明書により、審査請求人の住居である建物がA氏の名義となっており、自己の所有に属さないことを確認したため、局長通知第7の4(1)アに基づき支給対象外とした。

- (3) 令和5年3月22日、処分庁は審査請求人の保護費について、同年4月分保護費から冬季加算を削除する決定を行った。
- (4) 令和5年3月27日付けで、処分庁は審査請求人に対し、(3)の内容を通知した(本件処分)。保護決定通知書には、「生活保護法による保護を次のとおり変更したので通知します。」と記載され、「理由」欄には、「基準改定による。冬季加算の削除による。支払区分を窓口支給から銀行振込に変更します。介護保険料の代理納付を開始します。」と記載されていた。
- (5) 令和5年5月12日、審査請求人は本件審査請求を行った。

### 3 判断

- (1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人の令和5年4月分保護費について、保護の基準に基づき、主として地区別冬季加算を削除する本件処分を行ったことが認められる。

本件処分において、住宅扶助は認定されていないことが認められるが、この点、審査請求人は、本件処分において借地料が算定されていないことに納得できない旨主張している。

住宅扶助における地代の認定については、局長通知第7の4(1)アのとおり、地代等は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定することとされている。

これを本件について検討すると、①令和5年2月27日、審査請求人は、審査請求人住所地を住所地として処分庁に対し保護開始申請を行ったこと、②同日、処分庁は審査請求人から土地の所有権者であるA氏に借地料を月額21,500円支払っている旨の申告を受けたこと、③同年3月1日、処分庁は審査請求人の住民登録地が審査請求人住所地であることを確認したこと、④同日及び同月8日、処分庁は審査請求人宅を訪問し、審査請求人住所地での居住実態を確認したこと、⑤同月9日、処分庁はケース検討会議を開催し、同年2月27日付けで審査請求人の保護開始を決定するとともに、審査請求人宅が自己の所有でないため、局長通知第7の4(1)アに照らし、住宅扶助を支給対象外と決定したこと、⑥同月13日、処分庁は審査請求人住所地における建物及び土地の登記に係る現在事項全部

証明書を取得し、審査請求人住所地の建物に係る現在の所有者がA氏であることを確認したこと、⑦処分庁は本件処分において、前記①から⑥までの事実を踏まえ、住宅扶助の支給決定を行わなかったことが認められる。

また、審査請求人が本件建物の所有者でなく、土地の借地料を支払っている理由について、当審査会から審査請求人に対し質問を行ったところ、審査請求人は当時、〇〇〇〇を考えていたことから建物の名義をA氏としたとのことであり、建物の所有権を積極的に主張し得ない事情があったことが窺われた。仮に、自己所有でない建物について、賃貸借契約を締結して賃料を支払っていれば住宅扶助の対象となり得たものであるが、そのような契約締結の事実も確認できなかった。

これらの事実を踏まえると、審査請求人が月額21,500円の借地料を支払っているとしても、審査請求人が居住する住居の所有者はA氏であり、当該住居は審査請求人の所有に属していないことから、局長通知第7の4(1)アに照らし、住宅扶助(地代)の支給要件を充足しないと認められる。

以上のことから、本件処分において、審査請求人の主張する借地料を住宅扶助として認定しなかった処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

- (2) また、本件処分は、令和5年4月分の保護費を決定するものであるところ、保護の基準に基づき、令和4年11月から令和5年3月までの各月を対象として加算されていた地区別冬季加算2,630円を削除したうえで、審査請求人の基準生活費を73,590円と算定し、介護保険料加算1,800円を代理納付に変更し、支払区分を窓口給付から銀行振込に変更した上で支給するというものであり、保護の基準等に照らして違算はなく、本件処分に至る判断及び手続に誤りは認められない。
- (3) 以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求には理由がなく、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第6 付言

当審査会における前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

本件処分通知書には、処分の理由として、「基準改定による。」及び「冬季加算の削除による。」と記載されている。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟(不服申立て及び訴訟)提起の便宜を図るためと解される。

本件処分においては、審査請求人は、本件審査請求において、本件処分の取消しを求める旨の主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったともいえる。

しかし、本件処分の理由中、「冬季加算の削除」については、根拠となる法令の条項及び関連する通知等やその適用関係についての記載がなく、十分な理由の提示といえるかについては疑念を抱かせるものであったといわざるを得ない。

また、「基準改定」とは保護の基準の改定をいうものと解されるところ、審査請求人に係る保護費に関しては、令和5年4月1日時点において適用となる基準の改定は行われていない。

以上のように、本件処分の理由のうち、「冬季加算の削除」との記載については、理由提示の程度として十分なものか疑わしく、「基準改定」との記載については、審査請求人との関係で記載の必要がない内容であり、これらの点から本件処分の理由の提示は不十分かつ不適當な点があるといえる。

もっとも、本件処分の内容は、令和5年4月が冬季加算の対象期間外であるため、前月まで行われていた冬季加算を削除するものであるところ、本件処分は、告示により公にされている保護の基準の規定どおりに冬季加算を廃止するという裁量の余地が認められないものである。そうすると、廃止された冬季加算の時期及び金額は保護の基準において明らかであることから、削除された冬季加算の内容を審査請求人において知ることが困難であるとまでは評価できないものといえる。

したがって、本件処分に係る理由提示が不十分かつ不適當な点があることをもって、本件処分が違法又は不当であるとまで評価することはできない。

しかしながら、処分庁においては、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身がその内容を正確かつ容易に理解できるよう、根拠法令の条項及び関連通知等も含め、いかなる事実に基づき、いかなる法規等を適用して処分を行ったのかについて、適切かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 相間 佐基子

委員 重本 達哉